

事 務 連 絡

平成24年2月20日

各地方厚生局指導養成課
四国厚生支局健康福祉課 } 御中

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室

社会福祉士養成課程の相談援助実習を行う実習施設

「独立型社会福祉士事務所」の要件について

社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第一号ヲ及び第5条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第一号ヲ及び第5条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和62年厚生省告示第203号）及び、社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う施設等の範囲について（平成20年11月11日社援発第1111001号。以下、「実習施設等通知」という。）に定められているところです。これらの実習施設の内、実習施設等通知の7で規定する「独立型社会福祉士事務所」について、今般、その要件に関する照会が関係組織に寄せられているため、独立型社会福祉士事務所を実習施設とする場合の留意点について以下の通りお示しします。

貴局におかれましては、管内の社会福祉士養成施設、学校に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

実習施設等通知の7で規定する「独立型社会福祉士事務所」の要件（1）では、「社

団法人日本社会福祉士会へ登録している社会福祉士が開設した事業所であること。」とされているところです。ここでいう登録とは、日本社会福祉士会が開催する「独立型社会福祉士養成研修」を修了し、独立型社会福祉士名簿に登録されていることを意味するものであり、事業所の設置者が上記の独立型社会福祉士として登録されている者であるか否かについて疑義がある場合は日本社会福祉士会にお問い合わせください。

また、実習を行うにあたっては、省令で規定された要件を満たす実習指導者を備えている必要があります。実習指導者の要件については、平成24年3月31日までの期限で経過措置が設けられているものがありますが、現在、その経過措置をもって実習指導者となっている方については、平成24年4月1日以降は本則に規定する要件を満たす必要がありますので、ご注意ください。